

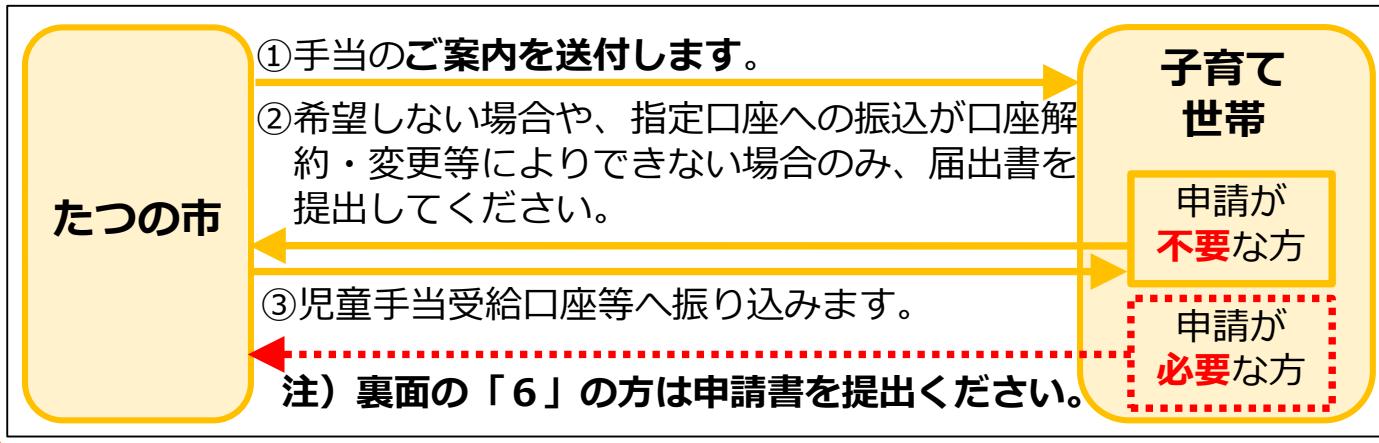
政府の 物価高対応子育て応援手当 のご案内

対象児童1人につき2万円を1回限りで支給します！

■はじめに・・申請は必要ですか？

原則申請は不要です。希望しない場合や、指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合のみ、2月3日までに届出書を裏面記載の窓口まで提出してください。

申請が必要な方（例：公務員）は裏面「6」をご覧ください。



1. うちの子は、対象になるの？【対象児童】

次に記載する児童が対象になります。

- (1) 令和7年9月分（※）の児童手当の支給対象児童（※令和7年9月に出生した児童については10月分）
(2) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童

2. だれがもらえるの？【支給対象者】

上記（1）の児童手当受給者、または上記（2）の保護者のうち生計を維持する程度の高い者 ※支給対象者がたつの市以外（令和7年9月30日時点）にお住いの方は、お住いの自治体窓口にお問い合わせください。

3. いくらもらえるの？【支給額】

対象児童1人につき2万円（1回限り）です。

4. いつもらえるの？【支給時期】

たつの市では2月13日から順次支給を開始します。以降、入金の確認ができなかった場合は裏面記載の窓口までお問い合わせください。
注）裏面「6」の方については申請が必要なため、支給時期が異なります。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

5. どんな方法でもらえるの？【支給方法】

（1）児童手当受給者

原則、令和7年10月支給時（※）の児童手当受給口座に振り込みます。

（※令和7年9月に出生した児童は12月支給時）

（2）申請を行った保護者（「6」の対象者）

申請書で指定した口座に振り込みます。

注）口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、令和8年3月31日までに、必ず下記のお問い合わせ先（たつの市役所）窓口にご連絡ください。

6. 申請が必要なのはどんな場合？

次に記載する方は申請が原則必要です。申請書を提出してください。

①令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者

②所属庁から児童手当を受給している公務員（下記「公務員の方へ」を参照）

③受給者の配偶者であって、令和7年10月1日以降令和8年3月31日までに離婚（離婚調停中等も含む）により、本手当受給者から本手当相当額の金額等を受け取れなかった方

締め切り：②は令和8年3月31日まで、①③は令和8年4月15日まで

7. こんなときはどうなるの？

■引っ越しした場合はどうなりますか？

9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市町村（特別区含む）から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に**振り込まれます**。ご不明な点があれば、前述の引越し前の市町村にお問い合わせください。

■DV被害により、こどもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

～公務員の方へ～

公務員の方は、まずは所属庁に手続きについてご確認ください。また、手当をスムーズに受け取るため公金受取口座の登録をおすすめします。（公金受取口座の登録だけでは今回の手当の申請手続きは完了しませんのでご注意ください。）

お問い合わせ先（たつの市役所）

児童福祉課窓口

電話：0791（64）3153

（受付時間：平日8:30～18:00）

お問い合わせ先（国）

こども家庭庁 コールセンター

電話：0120-252-071

（受付時間：平日9:00～18:00）



「物価高対応子育て応援手当」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などにたつの市から問い合わせを行うことがあります。ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めるることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐにたつの市の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。